

公共施設の使用料・手数料を改定

令和元年10月1日(火)から



市では、10月1日(火)から公共施設の使用料・手数料を改定します。消費税法と地方税法の一部改正による消費税率の引き上げと、市で取り組む公共施設の使用料などの適正化を反映させたものです。

各施設の使用料、手数料については右表の問い合わせ先でご確認ください。

使用料の適正化による改定

市行政改革推進委員会の意見書による指摘を踏まえ、利用者と非利用者間の公平性などの視点から統一的、標準的な基準（使用料の適正化に関する基本方針）を設け、それに基づいて改定するものです。

新料金の適用は10月1日(火)から

10月以降に利用する施設使用料などを9月30日(月)までに支払う場合は現在の料金となります。また、体育館の回数券などは10月1日(火)以降も追加料金なしで使用することができます。

使用料など	問い合わせ先
生涯学習センター利用料 市民文化センター利用料	生涯学習課文化係 ☎994-0145
市民体育館利用料 総合グラウンドなどの利用料	生涯学習課スポーツ係 ☎992-6900
運動公園総合体育施設利用料 学校体育施設使用料 (学校開放)	
東西公民館使用料	鈴木図書館 ☎992-2342
市営墓地管理料	生活環境課 ☎995-1816
一般廃棄物処理手数料	美化センター ☎992-3210
ヘルシーパーク裾野利用料金	健康推進課 ☎992-5711

☎行政経営監付 995-1842

市民芸術祭出展作品・出演者を募集

芸術・文化を発表



10月～11月に市民文化センターで開催する市民芸術祭の出展作品や出演者、参加者などを募集します。

各部門と日程

- 展覧会（第1部）** 10月30日(水)～11月3日(日)
一般書道、篆刻、短歌・俳句・連句、ジュニア〔書道・生け花〕、華道、フラワーデザインなど
- 囲碁大会** 11月2日(土)
囲碁愛好会員との公開対局の参加者
- 音楽祭** 11月2日(土)
混声合唱、女声合唱、児童合唱、弦楽合奏、アルパ、ハーモニカ、マンドリン、管楽合奏、二胡など
- 芸術に触れる文化の日** 11月3日(日)
実演、体験コーナー
- 吟道祭** 11月3日(日)
詩吟、詩吟体験、大合吟など
- 展覧会（第2部）** 11月6日(水)～10日(日)
絵画、写真、染織、七宝焼、陶芸、彫刻、籐、押花

絵、押絵、布手芸、紙バンド、エコ人形など

- 芸能祭 日舞・邦楽の部** 11月9日(土)
日本舞踊、民謡、箏曲など
- 芸能祭 洋楽・音楽の部** 11月10日(日)
童唄、歌謡曲、大正琴、バレエ、フラメンコ、フラダンス、手話ダンスなど
- ☑市内に住んでいるか通勤・通学している人、市内の団体に所属している人
- ☑生涯学習センターにある申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。申込用紙は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ☑**団体申し込み**▶～8月20日(火)
個人申し込み▶8月20日(火)～31日(土)
- ☑●ステージ発表は団体に限ります。●展示発表は同一部門1人1点または1組とし、規格内のものに限り、●当日の受付係や会場係などの手伝いをお願いすることがあります。
- ☑生涯学習課 994-0145